

令和7年第8回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和7年8月25日（月）
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時50分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（10人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑨高田外喜子 ⑩糀田 幸雄
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（2人）
⑦松生 朋広 ⑧中村 武史
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（4人）
⑬梶谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（8人）
⑰川口 勝博 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳平内 義博
㉑稲農 幹夫 ㉒濱名 猛 ㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、坂元次長、中瀬主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 非農地証明について
 - (4) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 3番 徳島委員 4番 山上委員
- 10 会議の結果
議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、皆さんおそろいになりましたので。
では、お疲れさまです。ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
委員の欠席届について、7番、松生委員、8番、中村委員から欠席の連絡を受けております。ただいまの出席は10名であるので過半数を超えていることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 （挨拶）
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件は、先ほど会長も申し上げたとおり、議案4件、報告1件となっております。
この後の会議は会長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。
議 長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番、徳島委員、4番、山上委員を指名します。
よろしくお願いします。

では、ただいまより審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」です。
議案書は2ページになります。

整理番号1番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積は1,417㎡です。位置図は3ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、他市町へ転出したことによるもので、譲受人の申請事由は、その他の場合の事由によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による15aになります。

整理番号2番、申請地は〇〇〇町の畑1筆で、面積は89㎡です。位置図は4ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、その他の場合の事由によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による1aになっています。

以上です。

議長 では、担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、〇〇委員さん。
担当委員 これは地図を見ていただければ分かるんですけども、〇〇町の〇〇〇〇〇〇の家の周りの田んぼということで、譲受人の〇〇〇〇〇さんに確認をいたしております。

担当委員 これは隣の家の〇〇さんなんですけれども、その家の周りの田んぼということで、今は作られていない田んぼで、特に問題はありません。管理人としても問題はないということであります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、整理番号2番、事務局より。

事務局 〇〇委員さんのほうから事前に報告を受けておりまして、確認いただいたところ、問題なしとのことでした。

以上です。

議長 担当委員さんはそれぞれご異議なしということなので、何かほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ということで、議案書5ページをお開きください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は297㎡です。位置図は6ページをご覧ください。

貸人及び借人は、議案書に記載のとおりで、使用貸借によるものとなっております。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、住宅等が連担する区域で、農振地域内の農用地区域外にあり、一団の農地が10ha未満の農地が広がっている第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号2番、申請地は、〇〇町の畑2筆で、面積は392㎡です。位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、駐車場用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内にあり、農地の広がり10ha以上あることから、令第12条第1号に該当し、第1種農地と判断されますが、則第33条第4号の例外許可に該当します。

なお、生産組合の同意を得ております。

整理番号3番の申請地は、〇〇町の田1筆で、面積は1,021㎡です。位置図は8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、建売住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、都市計画区域内の農用地区域外に位置し、水道管及び下水道管が埋設されている道路に面しており、かつ、500m以内に教育施設と医療施設が存在する区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合及び土地改良区の同意を得ております。

整理番号4番の申請地は、〇〇町、田1筆で、面積は1,073㎡です。位置図は9ページをご覧ください。

貸人及び借人は、議案書に記載のとおりで、賃貸借による一時転用となっております。

転用目的は、資材置場用地とするための申請となっております。

申請地は、都市計画区域内の農振地域外に位置し、水道管及び下水道管が埋設されている道路に面しており、かつ、500m以内に教育施設と医療施設が存在する区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合及び土地改良区の同意を得ております。
以上です。

議 長 続きまして、担当委員さんにご意見を伺います。
整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 貸人の〇〇町の〇〇〇〇さんと面談をしました。借人の〇〇〇〇さんとそのお嫁さんの〇〇〇〇さんはつい最近結婚されまして、写真にもありますこの二階建ての住宅が〇〇さんの住宅で、その手前にある畑を、将来、息子さんが住宅を建てたいということで父親から借りるということで、問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。
整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 写真にありますように、ここにすぐ、株式会社〇〇〇で〇〇さんというんですけども、その事業所がありまして、そのすぐ横の畑に駐車場を造りたいということです。以前持っておられた〇〇〇さんは毎年草刈りばかりして大変がってまして、一応、両者合意の上でということで問題はないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
整理番号3番、4番、〇〇委員さん。

担当委員 生産組合長と土地改良区の同意ということの確認をいたしております。〇〇町〇の〇番地の資材置場用地の契約ということについては、1年間のみということで土地改良のほうで同意しており、終わったらまた元へ戻すという形で、両者合意のため問題ありません。

議 長 担当委員さんはそれぞれ問題ないということなので、何かご意見ございませんか。

委員 一時転用というのは、期間どんだけのことを言うておるんですかね。

議 長 いや、それは3か月……。

委員 期間とかは決まっていなくていいですね。一時転用というのは。

事務局 下水工事をするということで1年間借り受けると聞いてます。

委員 1年間以上になるとどうなる。

事務局 一応契約上は1年なので、もし延びるのであれば、計画変更する必要があると思います。

委員 ということは、1年以内やったら一時転用のこういう手続はしなくてもいいということやね。

事務局 土地を埋めるということで面積などが関係してきます。最近は盛土規制法という法律が新たにでき、土地を盛る面積や高さなども関係してきます。

これに関しては、田んぼに降りるためのスロープだけをつけるということなので、田の面をそのまま利用して資材置場にすることは聞いております。

議 長 期限は1年でも3年でも構わん。

委員 下水道工事で。

委員 多分、決まっとらんわね。

議 長 はい。

事 務 局 下水道工事ということで聞いてます。

委員 でも、これ震災で下水道管がでしょう。

委員 ○○町、早いんやな。

事 務 局 すみません。担当が違うので詳しくは分かりません。

事務局長 そこは順番にできるところから進めてるので、順番はまた調整しながらやってるということであります。

議 長 ほかに何かご意見ございませんか。

なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 非農地証明について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第3号 非農地証明について」といたしまして、議案書10ページをお開きください。

申請地は○○町の田2筆で、面積は206㎡です。

申請者は議案書に記載のとおりです。位置図は11ページをご覧ください。

申請地は、平成10年3月10日に許可を受け駐車場として利用していましたが、地目変更登記を行っていなかったことから、相続された申請者が申出をするものです。

以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。何かこの議案についてご意見ございませんか。

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」です。議案書は12ページです。

今回は、田32筆設定があり、合計面積は113,578㎡です。

全て、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式によるものです。

以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。何かご意見ございませんか。

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。
議 長 では、「議案第４号」は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第１号 農地法第18条第６項の規定による通知について」
を議題とします。
事務局の説明を求めます。
事 務 局 「報告第１号 農地法第18条第６項の規定による通知について」です。
議案書は14ページです。
解約される農地は４筆で、面積が6,312㎡です。
対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。
以上です。
議 長 ありがとうございます。
ただいま事務局より報告について説明がありました。これについて何か
ご意見ございませんか。
なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
全 委 員 異議なし。
議 長 では、「報告第１号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。
本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人